

○津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度実施要綱

平成27年4月1日

津山市告示第33号

改正 平成29年3月31日告示第227号

(目的)

第1条 この告示は、仕事と生活の調和を図り、男女が共に働きやすい職場環境を実現するため、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定し、その取組について広く紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「ワーク・ライフ・バランス」とは、市民一人一人がやりがい、充実感等を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択でき、又は実現できるよう、仕事と生活の調和を図ることをいう。

(認定の対象)

第3条 市長は、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み、その成果を上げていると認められる企業であって、次の各号のいずれにも該当する企業を津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定するものとする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 労働に関する法令その他の法令に違反していないこと。
- (3) 社会通念上津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定（以下単に「認定」という。）を受けることが適当でないと認められる事由がないこと。
- (4) その業態が公序良俗に反していないこと。

(募集)

第4条 認定を受けようとする企業の募集は、1年度当たり1回行うものとし、当該募集の時期及び期間は、市長が別に定める。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、認定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、津山市男女共同参画まちづくり審議会（津山市男女共同参画まちづくり条例（平成14年津山市条例第13号）第21条第1項の津山市男女共同参画まちづくり審議会をいう。）の意見を聴くものとする。

（認定証の交付等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による認定の決定をした企業（次項及び第9条において「認定企業」という。）に対し、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証を交付するものとする。

2 市長は、認定企業の取組について、市のホームページへの掲載その他の方法により広く紹介するものとする。

（認定期間）

第8条 認定の期間は、第6条第1項の規定による認定の決定をした日から起算して3年を経過する日までとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

（1） 第3条の規定に該当しなくなったとき。

（2） 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

付 則（平成29年3月31日告示第227号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度実施要綱

様式第1号（第5条関係）

津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 所在地
 名 称
 代表者名
 電話番号

㊞

津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けたいので、津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 企業概要

業 種			事業区分	①単独事業所 ②本社・本店 ③支社・支店・営業所等
主 な 事 業 内 容				
従 業 員 数	名	内 訳	正社員	名 (内男性 名 女性 名)
			パート・契約社員	名 (内男性 名 女性 名)
			派遣社員	名 (内男性 名 女性 名)
平 均 勤 続 年 数	正社員	年 (男性	年	女性 年)
創 業 年 月 日	年 月 日			
就 業 規 則	あり・なし			
担 当 者	所属 職・氏名			
連 絡 先	電話番号： FAX番号： メールアドレス：			

2 取組内容

取 組 事 項	標語, キャッチコピー等
目 的 ・ 理 念	
社 内 推 進 体 制	
従業員の意見の聴取方法	
取 組 内 容	
運用上の特長・工夫など	
開 始 時 期	年 月
取組の内容・制度等の利用実績	

備考

- 1 取組の内容が複数ある場合は、主な取組を記入してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 取組の内容が分かる資料等を添付してください。
- 4 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項の一般事業主行動計画をいう。）を策定している場合は、その写しを添付してください。